

## 熊本県測量業者登録簿閲覧所の場所指定

(昭和 36 年 12 月 21 日告示第 730 号)

測量法施行令(昭和 24 年政令第 322 号)第 28 条第 2 項の規定に基づき、熊本県測量業者登録簿閲覧所の場所を次のとおり定める。

熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号 熊本県土木部監理課内

改正文 抄

- 1 告示の日から施行する。